## 選定会議規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド(以下、「この法人」という)が休眠預金制度の資金分配団体として実行団体を選定するための選定会議について、 構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを 目的とする。

(任務)

第2条 選定会議は、実行団体の選定に向けて必要な審査を行う。

2 実行団体の選定は、理事会が決定するものであり、選定会議は理事会決定に必要な事項について整理するものである。

(構成)

- 第3条 選定会議は、民間公益活動につき知見を持つ専門家又は有識者の中からこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた委員で構成する。
- 2 選定会議は、資金分配団体として助成を受けた事業ごとにそれぞれ設けるものとする。
- 3 選定会議の委員(以下「選定委員」という。) は、前項の選定会議ごとにそれぞれ 5名以内とする。
- 4 選定委員については、資金分配団体として助成金を交付する団体(「実行団体」という。)又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずる者は選任しない。
- 5 選定委員の委嘱の際には、その就任後、実行団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に理事長に書面で申告するものとし、その場合辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。

(任期及び報酬等)

- 第4条 選定委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱又は指定を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 選定委員が選定会議に出席した場合には、報酬と交通費実費を支払う。
- 3 選定委員の氏名は、原則として公開する。

(開催及び招集)

第5条 選定会議は、理事長(理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは副理事 長)が招集する。 (議事)

第6条 選定会議の委員長は、選定会議ごとに理事長が指名する。

2 選定会議の審査に必要な場合には、申請者から説明を求めることができる。

第7条 委員長は、選定会議で整理した事項について、理事会に書面で報告する。

(庶務)

第8条 選定会議の庶務は、事務局が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2019年 12 月 22 日から施行する。 (2019年 12 月 22 日理事会決議)